

都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について

平成21年 2月 2日
都区のあり方検討委員会

都区のあり方検討委員会幹事会は、「都区のあり方に関する検討会における『とりまとめ結果』」（平成18年11月14日）及び「都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況」を踏まえ、次の事項について調査研究を行い、平成21年度中に、その検討状況を都区のあり方検討委員会に報告する。

記

1 都と特別区の具体的な事務配分について

検討対象とした444項目の事務について、基本的な方向付けを行うべく、引続き検討を行う。その際、平成21年度中に国会に提出される予定になっている新分権一括法案の動きを踏まえる。また、具体化を行うための実務レベルの検討体制を検討する。

2 特別区の区域のあり方について

特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。

3 税財政制度のあり方について

今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する。